

# 仕 様 書

## 1. 件 名

自家用電気工作物保安管理業務

## 2. 履行期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日まで  
(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)

## 3. 対象設備の概要

No.	事業場の 名称	事業場の 所在地	設備容量 (kVA)	受電電圧 (V)	非常用予備 発電装置の 有・無	常用発電 所の有・無	太陽電池発電出力 (k w)
1	一条高等 学校	奈良市法 華寺町 1351	2275	6,600	無	有	109.900 太陽電池モジュール 143.500 パワーコンディショ ナー109.9

その他詳細については、一条高等学校事務室と日程調整の上、現場にて確認を行うこと

## 4. 業務内容

電気事業法第 38 条第 4 項に規定する自家用電気工作物について、同法施行規則第 52 条第 2 項に定める自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）、平成十五年経済産業省告示第 249 号等に基づき下記のとおり実施する。

- ・ 定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を報告するとともに経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準を定める省令（以下、技術基準という。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について委託者に指示又は助言を行う。
- ・ 電気事故その他電気工作物に異常が発生又は発生するおそれがある場合において、委託者もしくは関西電力株式会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を指示し、再発防止につきとるべき措置を指示又は助言するとともに、必要に応じて臨時点検を行う。
- ・ 電気事業法第 106 条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行う。
- ・ 電気事業法第 107 条第 3 項に規定する立入検査の立ち会いを行う。
- ・ 頭書に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する中部近畿産業保安監督部長

への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行う。

- ・頭書に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に報告を行う。
- ・頭書に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、委託者の通知を受けて、工事期間中の点検を行い、その結果を報告するとともに技術基準の規定に適合しない又は適合しない恐れがあるときは、そのとるべき措置について委託者に指示又は助言を行う。
- ・その他保安規定に定められている事項

## 5. その他

- ・各点検等についての点検報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。
- ・近畿産業保安監督部長への提出書類・図面についての作成及び届出その他事務に要する諸費用は全て見積り金額に含むものとする。
- ・事故、故障又は不具合により委託者から要請があった場合には、直ちに技術者を派遣し、調査・点検・調整等を行うこと。その際に係る費用については受託者の負担とする（夜間・祝祭日を含む。）。
- ・契約期間満了時又は契約解除時の機器取り外し等に係る費用は受託者の負担とする。
- ・受託者は前任の保安管理業務従事者と必要事項等の引継ぎを行い、円滑に業務を開始できるようにしなければならない。
- ・契約期間中において、施設の統廃合等により対象施設数、施設名称、設備容量等に変更が生じた際は、委託者及び受託者双方協議の上、契約を更改することができるものとする。
- ・関係法規（電気事業法、電気事業法施行規則、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）、平成十五年経済産業省告示第 249 号等）を遵守し、適切に保守管理を行うこと。
- ・受託者の責めに帰すべき理由により委託者または第三者に損害を与えたときは、受託者は当該損害を賠償しなければならない。
- ・その他本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。